

令和 2 年 4 月 13 日

会員各位

一般社団法人 日本生殖医学会
理事長 市川 智彦
(公 印 略)

**「新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大に伴う令和 2 年度における
「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱い」について**

新型コロナウイルス(COVID-19)感染者が急増する中、日本生殖医学会は令和 2 年 4 月 1 日付けで、不妊治療(人工授精、体外受精・胚移植、生殖外科手術などの治療)の延期を選択肢として患者さんに提示していただくよう声明を出させていただきました。

これを受けて、厚生労働省は同年 4 月 9 日、本年度に限った措置として、国が実施する治療費助成の年齢上限を緩和し、治療開始時の妻の年齢を「43 歳未満」から「44 歳未満」に引き上げると発表しました。治療の延期を提案する際に、下記声明も併せて、患者さんに説明していただくよう、お願い申し上げます。

記

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和 2 年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱い」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10762.html

(参考)

一般社団法人 日本生殖医学会

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する日本生殖医学会からの声明
(2020 年 4 月 1 日版)

<http://www.jsrm.or.jp/announce/187.pdf>

公益社団法人 日本産科婦人科学会・公益社団法人日 本産婦人科医会・
一般社団法人日本産婦人科感染症学会

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応(第三版)

http://www.jsog.or.jp/uploads/files/news/20200407_COVID-19.pdf

以上